

事件名：損害賠償請求事件（鑑定書事件）	法分野：著作権法								
知財高裁平成 22 年 10 月 13 日判決（平成 22 年（ネ）第 10052 号） （最高裁 HP： <a href="http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101014105317.pdf">http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101014105317.pdf</a> 判時 2092 号 135 頁）									
原審：東京地裁平成 22 年 5 月 19 日判決（平成 20 年（ワ）第 31609 号） （最高裁 HP： <a href="http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100527164234.pdf">http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100527164234.pdf</a> 判時 2092 号 142 頁）									
<p><b>【事案の概要】</b></p> <p>著名女流画家である亡Aの相続人であって、自らも亡Aの作品の鑑定業務を行っている被控訴人（原告）が、美術品の鑑定等を業とする控訴人（被告）に対し、控訴人が亡Aの油彩絵画作品 2 点の鑑定証書を作製した際に、各鑑定作品の縮小カラーコピーを作成し、鑑定証書の裏に貼付したことについて、著作権（複製権）侵害に基づく損害賠償を請求した事案。</p> <p>原審は、被告の複製権侵害を認めて 1 通あたり 3 万円の限度での損害賠償請求を認容したことから、控訴人が控訴した。</p> <p>控訴審において、控訴人は、鑑賞性を備えないことを理由に「複製」の成立を争うとともに、「引用」該当性を主張した。</p> <table border="0"> <tr> <td>本件絵画 1</td> <td>33.2 cm × 24.4 cm（面積 810.08 cm<sup>2</sup>）</td> </tr> <tr> <td>本件絵画 2</td> <td>41.0 cm × 31.9 cm（面積 1307.9 cm<sup>2</sup>）</td> </tr> <tr> <td>本件コピー 1</td> <td>162 mm × 119 mm（約 23.8% に縮小、面積 192.78 cm<sup>2</sup>）</td> </tr> <tr> <td>本件コピー 2</td> <td>152 mm × 120 mm（約 13.9% に縮小、面積 182.4 cm<sup>2</sup>）</td> </tr> </table>		本件絵画 1	33.2 cm × 24.4 cm（面積 810.08 cm <sup>2</sup> ）	本件絵画 2	41.0 cm × 31.9 cm（面積 1307.9 cm <sup>2</sup> ）	本件コピー 1	162 mm × 119 mm（約 23.8% に縮小、面積 192.78 cm <sup>2</sup> ）	本件コピー 2	152 mm × 120 mm（約 13.9% に縮小、面積 182.4 cm <sup>2</sup> ）
本件絵画 1	33.2 cm × 24.4 cm（面積 810.08 cm <sup>2</sup> ）								
本件絵画 2	41.0 cm × 31.9 cm（面積 1307.9 cm <sup>2</sup> ）								
本件コピー 1	162 mm × 119 mm（約 23.8% に縮小、面積 192.78 cm <sup>2</sup> ）								
本件コピー 2	152 mm × 120 mm（約 13.9% に縮小、面積 182.4 cm <sup>2</sup> ）								
<p><b>【争点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「複製」の成否（争点 1）</li> <li>・ 「引用」（著作権法第 32 条第 1 項）該当性（争点 2）</li> <li>・ 権利の濫用、フェアユースの法理等の成否（争点 3）←判断せず</li> <li>・ 故意過失の有無（争点 4）←判断せず</li> <li>・ 損害の額（争点 5）←判断せず</li> </ul>									
<p><b>【争点に対する判断】（結論：破棄自判 請求棄却）</b></p> <p>1. 「複製」の成否（争点 1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいう」（最高裁 S53.9.7）</li> <li>・ 「本件コピー 1 は、本件絵画 1 に依拠して作製されたもの、また、本件コピー 2 は、本件絵画 2 に依拠して作製されたものであり、その作製された画面の大きさは、それぞれ縮小カラーコピーというように、本件コピー 1 では縦 16.2 cm × 横 11.9 cm、本件コピー 2 では縦 15.2 cm × 横 12.0 cm 等であるから、本件各絵画の大きさは自ずと異なるが、<u>本件各絵画と同一性の確認ができるものであり、本件各コピーの前記認定の作製方法及び形式からして、本件各絵画の内容及び形式を覚知させるに足りるものであるから、このような本件各絵画の再製は、本件各絵画の著作権法上の「複製」に該当することが明らかである。</u></li> <li>・ （控訴人（原審被告）の「流通の安全性を図り不正品を防ぐ単なる記号の意味合いにすぎないもので、美術の著作物の複製が著作権法上の「複製」に該当するために必要な鑑賞性を備えないとの主張に対して）「絵画は、絵画の描く対象、構図、色彩、筆致等によって構成されるものであり、一般的に創作的要素を具備するものであって、それ自体が控訴人の主張する鑑賞性を備えるものであるから、当該絵画の内容及び形式を覚知できるものを再製した以上、その絵画が有する鑑賞性も備える」</li> <li>・ （控訴人（原審被告）の「本件各コピーを観ることによって本件各絵画の特徴を感得することができたとしても、その感得の対象はあくまでも縮小カラーコピーである本件各コピーの特徴にすぎない」との主張に対して）「本件各コピーによって本件各絵画の内容及び形式を覚知するに足りることは前記認定のとおりであるから、これをもって本件各絵画の複製を認定することに問題はな」い。</li> </ul> <p>→ 本件各コピーの作製は、本件絵画 1 及び 2 の「複製」に該当する。</p> <p>2. 「引用」該当性（争点 2）</p>									

- ・ 控訴人（原審被告）は、①明瞭区別性及び②主従関係が認められると主張し、引用に該当する旨主張。
- ・ 被控訴人（原審原告）は、
  - i) 「引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することであって、著作権法32条の「引用」に該当するためには、本件各鑑定証書がそれ自体著作物である必要がある」ところ、本件各鑑定証書は著作物には該当しない、
  - ii) 本件各鑑定書の作製は取引のためであり、文化の発展に寄与するような引用の目的は見当たらない、
  - iii) 引用に該当するためには上記①②が必要であるところ②の主従関係がない、と主張。

「公表された著作物は、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用して利用することができる」と規定されているところ（同法32条1項）、他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。」

・ ①「本件各鑑定証書は、そこに本件各コピーが添付されている本件各絵画が真作であることを証する鑑定書であって、本件各鑑定証書に本件各コピーを添付したのは、その鑑定対象である絵画を特定し、かつ、当該鑑定証書の偽造を防ぐためであるところ、そのためには、一般的にみても、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実であって、添付の必要性・有用性も認められることに加え、著作物の鑑定業務が適正に行われることは、贋作の存在を排除し、著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることにもつながるものであることなどを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれる」。

②「本件各コピーは、いずれもホログラムシールを貼付した表面の鑑定証書の裏面に添付され、表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、本件各コピー部分のみが分離して利用に供されることは考え難いこと、本件各鑑定証書は、本件各絵画の所有者の直接又は間接の依頼に基づき1部ずつ作製されたものであり、本件絵画と所在を共にすることが想定されており、本件各絵画と別に流通することも考え難いことに照らすと、本件各鑑定証書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまる」。

③「以上の方法ないし態様であれば、「被控訴人等が本件各絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難い」。

・ 被控訴人（原審原告）は、引用として適法とされるためには、利用する側が著作物であることが必要であると主張するが、『自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用スルコト』を要件としていた旧著作権法（明治32年法律第39号）30条1項2号とは異なり、現著作権法（昭和45年法律第48号）32条1項は、引用者が自己の著作物中で他人の著作物を引用した場合を要件として規定していないだけでなく、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物を引用する場合において、正当な範囲内で利用されるものである限り、社会的に意義のあるものとして保護するのが現著作権法の趣旨でもあると解されることに照らすと、同法32条1項における引用として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合は要件でないとして解されるべきものであって、本件各鑑定証書それ自体が著作物でないとしても、そのことから本件各鑑定証書に本件各コピーを添付してこれを利用したことが引用に当たるとした前記判断が妨げられるものではなく、被控訴人の主張を採用することはできない。」

→ 控訴人が本件各鑑定証書を作製するに際してこれに添付するため本件各コピーを作製したことは、これが本件各絵画の複製に当たるとしても、著作権法32条1項の規定する引用として許される。

### 3. その他（争点3以下）

- ・ 判断せず。

**【コメント】**

モンタージュ事件最高裁判例は、旧法の解釈ではあるが、「引用」の意義について、「紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない」と判示し、「引用」への該当性にあたって、新法下での裁判例も同様の基準を採用してきたものが多い。

それに対して本判決は、①引用先の著作物性について「同法32条1項における引用として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用したものであることは要件でない」と判示するとともに、②「引用」に該当するか否かの判断にあたり、上記の主従関係と明瞭区別性の2要件を判断基準とはせず、「引用」を「複製」とほぼ同義に解して「引用」該当性を緩やかに認めた上で、③引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致し、引用の目的との関係で正当な範囲内といえるか否かにより総合判断するという枠組を採用した点で特徴的である。

なお、本判決に対しては、上告受理申立てがなされている。

**【参考文献等】**

- A：最判昭和55年3月28日（パロディ写真事件）（判タ415号100頁）
- B：東京高判昭和60年10月17日（藤田嗣治絵画複製事件）（判タ569号38頁）
- C：東京地裁平成10年2月20日（判タ974号205頁）
- D：東京地裁平成19年4月12日（判例集未搭載）
- E：新著作権法セミナー（ジュリスト474号116頁）
- F：東京地裁平成13年6月13日（判タ1077号276頁）、東京高裁平成14年4月11日（最高裁HP）
- G：著作権研究第26号「シンポジウム 著作権の引用」抜粋（はじめに、飯村判事講演、公開討論）